

# 指宿広城市町村圏組合幹事会設置規則

(平成 6 年指宿広城市町村圏組合規則第 6 号)

改正 平成11年指宿広城市町村圏組合規則第 2 号

平成17年指宿広城市町村圏組合規則第 5 号

平成19年指宿広城市町村圏組合規則第 1 号

平成19年指宿広城市町村圏組合規則第 2 号

平成20年指宿広城市町村圏組合規則第 1 号

平成25年指宿広城市町村圏組合規則第 2 号

## (趣旨)

第1条 この規則は、指宿広城市町村圏組合規約（平成17年指宿広城市町村圏組合指令地第902号許可）第3条に規定する事務の推進及び適正な事務処理を図るため、指宿広城市町村圏組合幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 幹事会は管理者の命により、必要な事項を調査及び審議する。

## (組織)

第3条 幹事会は、関係市の市長が指名する副市長、生活衛生を担当する部長及び課長（山川支所、開聞支所及び頬娃支所の課長を含む。）をもって組織する。

## (幹事長)

第4条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は管理者の属する市の副市長とする。

第5条 幹事長は、幹事会の事務を掌理し会議の議長となる。

2 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指定した幹事がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## (幹事でない者の出席)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、関係市の長の承認を得て、関係市の職員を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、指宿広域市町村圏組合事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 指宿広域市町村圏組合幹事会設置規則（昭和46年指宿広域市町村圏組合規則第3号）は、廃止する。

附 則 （平成11年指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 （平成19年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 （平成20年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。